令和４年度吉田町若年世帯新築住宅取得応援補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　町長は、子育て中又はこれから子育てを行う若年世帯の移住及び定住を促進し、吉田町人口ビジョン（平成２７年１０月策定）に掲げる人口の将来展望を達成するため、町内に住宅を新築し、又は新築住宅を購入する若年世帯に対し予算の範囲内において吉田町若年世帯新築住宅取得応援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、吉田町補助金交付規則（昭和５４年吉田町規則第８号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

　（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

　⑴　定住　吉田町の住民基本台帳に記録され、かつ、自ら所有する町内の住宅に引き続き１０年以上居住することをいう。

⑵　若年世帯　第６条に規定する吉田町若年世帯新築住宅取得応援補助金交付申請書の提出時において、世帯員に、夫及び妻が４５歳以下である夫婦（法律上の婚姻関係にある夫婦に限る。）又は中学３年生以下の子がいる世帯をいう。

⑶　新築住宅　新たに建設された一戸建ての住宅で、過去に人の居住の用に供したことのないものをいう。

　（交付対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者は、若年世帯に属する前条第２号に規定する夫婦の一方又は中学３年生以下の子の保護者であって、次のいずれにも該当するものとする。

　⑴　定住をする者

⑵　住民票で確認できる前居住地が町外の住所の者又は町内の賃貸住宅に居住していた者

⑶　自ら居住することを目的として新築住宅を取得した者

⑷　新築住宅の所有権を共有している場合にあっては、持分が２分の１以上であり、かつ、当該新築住宅の取得価格のうち５００万円以上を負担している者

⑸　吉田町若年世帯新築住宅取得応援補助金又は吉田町の他の補助制度により、当該新築住宅の取得に係る補助金の交付を受けていない者

⑹　補助金の交付申請時において、吉田町に納付すべき税金又は料金等を現に滞納していない世帯に属する者

　（交付の対象となる新築住宅）

第４条　補助金の交付の対象となる新築住宅（以下「交付対象住宅」という。）の要件は、次のとおりとする。

　⑴　専ら人の居住の用に供する家屋又はその一部を人の居住の用に供する家屋で、居住の用に供する部分の延べ床面積が５０平方メートル以上であること（家屋の一部を人の居住の用に供する場合にあっては、人の居住の用に供する部分の当該家屋の床面積に対する割合が４分の１以上であること。）。

⑵　令和４年１月１日以後に建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第７条又は第７条の２の規定による検査が完了し、又は建物売買契約を締結した新築住宅であって、次に掲げる室及び設備を全て有しているものであること。

　ア　居室

　イ　玄関

　ウ　台所

　エ　浴室

　オ　便所

　（補助金の額）

第５条　補助金の額は、３０万円とする。

　（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、吉田町若年世帯新築住宅取得応援補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

　⑴　若年世帯の全世帯員の住民票の写し（前居住地及び続柄が記載されたもの）

⑵　工事請負契約書の写し（住宅を新築する場合に限る。）

⑶　住宅の引渡証明書又は売買契約書であって、交付対象住宅の所有者及び取得年月日が分かる書類の写し（新築住宅を購入する場合に限る。）

⑷　住宅の平面図（建築確認申請又は工事請負契約書の附属図書の写し）及び位置図

⑸　建築基準法第７条第５項の規定による検査済証の写し（住宅を新築する場合に限る。）

⑹　住宅の全景及び第４条第２号に掲げる室及び設備を確認することができる写真

⑺　定住に関する誓約書兼同意書（様式第２号）

⑻　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

　（補助金の交付決定）

第７条　町長は、申請者から前条に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、吉田町若年世帯新築住宅取得応援補助金交付決定通知書（様式第３号）により当該申請者に通知するものとする。

　（補助金の請求及び交付）

第８条　前条の規定による補助金交付の決定通知を受けた申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書（様式第４号）を町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項に規定する請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

　（交付決定の取消し）

第９条　町長は、補助金の交付の決定を受けた者が偽りその他不正な手段により交付の決定を受けたとき、又は第３条に規定する要件に該当しなくなったときは、交付の決定を取り消すことができる。

　（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

　（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和５年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、第８条に規定する補助金の請求及び第９条に規定する交付決定の取消しに係る事案については、同日後もなおその効力を有する。

様式第１号（第６条関係）

吉田町若年世帯新築住宅取得応援補助金交付申請書

年　　月　　日

吉田町長　　　　　　　　　様

住　　所

申請者　氏　　名

電話番号

令和４年度吉田町若年世帯新築住宅取得応援補助金を交付されるよう次のとおり申請します。

|  |
| --- |
| 世帯員 |
|  | 氏名 | 続柄 | 年齢 | 持分 |
| 申請者 |  |  | 歳 |  |
| 同居家族 |  |  | 歳 |  |
|  |  | 歳 |  |
|  |  | 歳 |  |
|  |  | 歳 |  |
|  |  | 歳 |  |
| 対象住宅 |
| 　所在地 | 吉田町 |
| 　取得価格 | 　　　　　　　　円　 |
| 　延床面積 | ㎡（うち居住部分の面積　　　　　㎡）　 |
| 　検査完了日又は建物売買契約締結日 | 　　年　　月　　日　 |
| 申請額 | 円　 |

様式第２号（第６条関係）

定住に関する誓約書兼同意書

１　令和４年度吉田町若年世帯新築住宅取得応援補助金の交付申請に当たり、次の事項について誓約します。

⑴　吉田町若年世帯新築住宅取得応援補助金事業の目的を理解し、対象住宅に１０年以上居住します。

⑵　申請者及び同居家族には、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者はおりません。

⑶　上記の誓約事項に違反したとき、又は申請内容について事実と異なることが明らかとなったときは、町長の指示に従い、交付を受けた補助金の全部又は一部を直ちに返還します。

２　令和４年度吉田町若年世帯新築住宅取得応援補助金の交付申請に当たり、次の事項について同意します。

　⑴　１の⑴の誓約事項を確認するために、町の職員が固定資産課税台帳及び住民基本台帳に記載されている事項を閲覧することに同意します。

　⑵　１の⑵の誓約事項を確認するために、町の職員が静岡県警察本部（牧之原警察署）に照会することに同意します。

　⑶　令和４年度吉田町若年世帯新築住宅取得応援補助金交付要綱第３条第５号に規定する事項を確認するために、町の職員が町税及び料金等の滞納の有無に関する情報を照会することに同意します。

　　　　　年　　　月　　　日

　吉田町長　　　　　　　　　様

　申請者　住　　所

　　　　　氏　　名

様式第３号（第７条関係）

第　　　　　　　号

年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　様

吉田町長

吉田町若年世帯新築住宅取得応援補助金交付決定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請された令和４年度吉田町若年世帯新築住宅取得応援補助金については、次のとおり決定したので通知します。

１　交付決定額

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　交付決定の条件等

様式第４号（第８条関係）

請　求　書

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  | 円 |

　　　　　　年　　　月　　　日付け　　　　第　　　　号により補助金交付の決定を受けた令和４年度吉田町若年世帯新築住宅取得応援補助金として、上記のとおり請求します。

　　　　　年　　　月　　　日

　吉田町長　　　　　　　　　様

住　　所

氏　　名

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 振込先 | 金融機関名・支店名 | 口座種別 | 口座番号 | ふりがな口座名義人 |
|  |  |  |  |

※口座名義については必ず請求者氏名と同一のものとすること。